

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第25号

### 寒川町臨時職員の給与等に関する規則の特例に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号。以下「臨時職員規則」という。)及び寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成28年規則第19号。以下「改正規則」という。)の規定にかかわらず、臨時職員規則第2条2号アに規定する非常勤職員として雇用されている者に係る臨時職員規則第6条の特例を定めることを目的とする。

#### (臨時職員規則第6条の特例)

第2条 改正規則附則第2項の規定により、なお従前の例によるとされている臨時職員規則第6条に規定する給与については、改正規則施行の際現に改正規則による改正前の臨時職員規則第2条2号アに規定する非常勤職員として雇用されていた者の当該雇用に係る契約期間中においては、次の表に定めるところによる。

号給	賃金月額
1	106,200
2	109,600
3	112,900
4	116,900
5	121,300
6	125,700
7	133,700
8	138,600

9	143,800
10	148,100
11	152,000
12	155,900
13	159,600
14	162,800
15	165,500
16	167,900
17	170,500
18	173,100
19	175,300
20	177,300
21	179,600
22	181,600
23	183,700
24	185,000

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。